

公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成28年2月29日

福島県知事 内堀 雅雄

| | 指定年月日 | 指定番号 | 道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地) | 道路の位置 | 道路の延長 (メートル) | 道路の幅員 (メートル) |
|---|------------|-------------------|---|---|-----------------|-----------------|
| 1 | 平成28年1月6日 | 福島県指令南建 第2465号 | 株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2 番22号 | 東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作2 1番2、16番13、16番13先の一部 | 47.10 | 4.00~6.00 |
| 2 | 平成28年1月13日 | 福島県指令南建 第3531号 | 今井 政男 白河市大北ノ内3番地 | 白河市大鹿島前121番6、121番8、 121番9 | 94.80 | 6.00 |